⑵　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その１）の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。

⑶　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑵　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

⑶　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十二　挿入］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二十条の六・第二十三条の六の二・第二十三条関係）

［様式　別紙六十五　挿入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その１）の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

⑵　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［新設］

⑴　「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

⑵　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

［新設］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二十条の六・第二十三条の六の二・第二十三条関係）

［様式　別紙六十四　挿入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。